

「成長のための日米経済パートナーシップ」

2004 年

日米投資イニシアティブ報告書

2004 年 6 月

要 旨

2002 年末の対日直接投資残高は 9.4 兆円（約 780 億ドル：2002 年末の為替レートを 1 ドル 119.9 円とした場合）と、前年と比べて 4 割を超える増加となった。直近のデータでは、2003 年末時点で 9.6 兆円、前年比 2.6%増となった。対日直接投資の伸びの理由としては、世界的な業界再編の動きやグローバル競争への対応としての外資との提携、事業の再編成や財務再構築の手段の一つとして外資を受け入れる動き等が積極化したこと、また、これまでの規制改革、構造改革の成果として投資環境が改善したこと等が考えられる。

一方で、日本への外国直接投資は、その規模を先進国と比べると、依然として低い水準にとどまっている。

本年の日米投資イニシアティブにおける日米政府間対話において、日米両国は、日本における外国大学日本校の取扱いの改善に向けたステップ、在日米国公館における査証担当官の増員と新たな面接予約システムの導入、米国の州における運転免許証の取得のための条件緩和、連結付加税の廃止を含むいくつかの進展を確認した。

外国直接投資は、新たな技術や経営ノウハウの導入、雇用の維持・確保、多様な製品・サービスの提供を通じた消費者利益の増大などに貢献し、構造改革を促し、経済を再生するための起爆剤となるものである。米国においても、外国からの投資を積極的に自国経済の生産性向上、失業率改善、経済再建等に活用した経験がある。

日本経済は、2004 年第 1 四半期の GDP 実質成長率が年率換算で 5.6%となり、その後も、引き続き堅調な個人消費や設備投資の回復が見られるなど、経済回復の最中にある。こうした明るい兆しを確実なものとするためには、外国直接投資の活用は一つの有力な手段である。

日米両国政府は、外国直接投資を歓迎している。本報告書が、日本及び米国への直接投資を検討する企業及び個人にとって、日米双方の投資環境について理解を深める一助となることを期待するとともに、今後とも日米の投資環境の改善のための活動を促進していく。

目次

．はじめに	1
．日米の外国直接投資の現状	
1． 対日直接投資	
（1） 対日直接投資動向	1
（2） 最近のトピックス	
A． 対日投資促進プログラム	3
B． 構造改革特区	3
C． 企業再生プロセスにおける外国直接投資	3
（3） 日本の強み	3
2． 対米直接投資	
（1） 対米直接投資動向	4
（2） 最近のトピックス	5
（3） 米国の強み	5
．日米投資イニシアティブにおける議論	6
1． 米国側関心事項	6
（1） 国境を越えたM&A	6
（2） 人口問題と投資	7
A． 教育	7
B． 医療サービス	8
（3） 投資可能な資産	8
（4） 過去に議論された施策の実施状況	8
2． 日本側関心事項	9
（1） セキュリティ措置と円滑な貿易・投資を両立したシステムの構築	9
A． 査証（ビザ）	9
B． 物流	9
（2） 運転免許	10
（3） サーベーンズ＝オクスリー法	10
（4） 司法コスト	11
（5） エクソン・フロリオ条項	11
．結論	12
別添1．日米新租税条約及び日米社会保障協定	13
別添2．対日投資促進セミナー	13
別添3．最近の米国企業の進出事例	13

．はじめに

日米投資イニシアティブは、2001年6月に小泉首相とブッシュ大統領により設置された「成長のための日米経済パートナーシップ」の一部であり、日米における投資環境を改善する方策について意見交換を行う枠組みとして設置された。

本イニシアティブは、佐野経済産業審議官とラーソン国務次官が議長を務め、2004年3月に上級会合を、2003年11月及び2004年4月にワーキング・グループ会合を開催した。会合では、民間部門からの参加も得つつ、日米双方の投資環境に関連する課題について議論し、特定の事項に関する改善を提案した。

本イニシアティブは、外国直接投資が、新たな技術、経営ノウハウの導入により、一国の経済発展に重要な役割を有しているとの基本認識の下、国内にない新しい製品やサービスの提供による消費者利益の増大、雇用の維持・確保、リスクキャピタルの供給、二国間の関係強化等に資するものである。

また、本イニシアティブの普及・啓蒙プログラムとして、2004年4月に北九州及び京都において対日投資促進セミナーを開催し、さらに2004年10月には、対日投資促進のためのシンポジウムをアトランタ及びロサンゼルスにおいて開催する予定である。

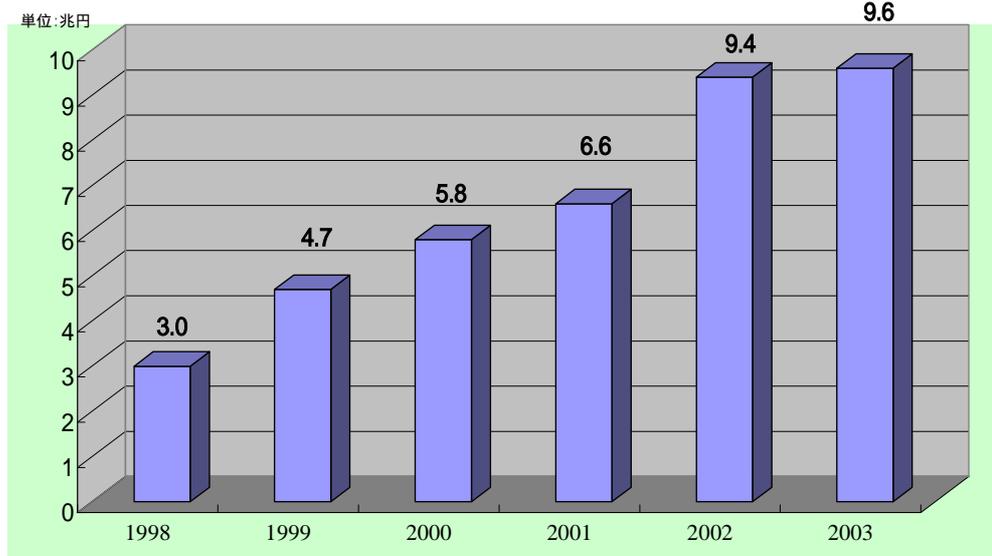
．日米の外国直接投資の現状

1．対日直接投資

(1) 対日直接投資動向

90年代半ば以降、金融、通信、流通分野における規制改革の進展や、会社法制、倒産法制、企業会計などの整備が進展したこと等を背景として、対日直接投資残高は増加傾向にある。最近の指標によれば、対日直接投資残高について歓迎すべきデータが報告されており、2002年末の対日直接投資残高は、9.4兆円（2002年の為替レートを1ドル119.9円とすれば約780億ドル）と、前年比41.3%の増加を示した。さらに、直近の数値として、2003年末の投資残高は、9.6兆円と対前年比2.6%増となっている。

対日直接投資残高の推移

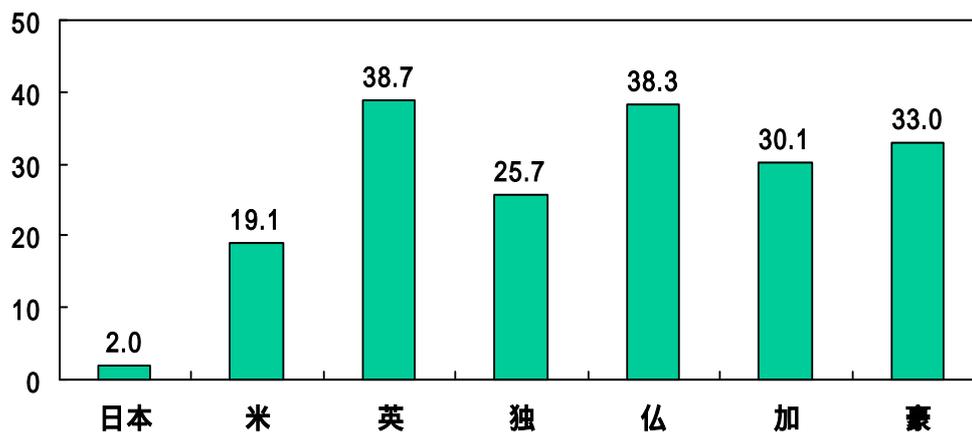


出典:財務省/日本銀行「対外資産負債残高統計」

このように、対日直接投資残高は顕著な伸びを見せているものの、その規模を主要先進国と比べると、直接投資残高の対GDP比はアメリカ 19.1%、イギリス 38.7%、ドイツ 25.7%、フランス 38.3%に比べ、日本は2.0%と低い水準にとどまっている。

主要国の対内直接投資水準

(ストックベース 2002年末時点/対名目GDP)



IMF ' International Financial Statistics April

(2) 最近のトピックス

A . 対日投資促進プログラム

2003 年 1 月、小泉首相が「5 年間で対日投資残高を倍増する」との目標を表明したことを受け、同年 3 月、対日投資会議において、5 分野 74 項目の具体的施策からなる「対日投資促進プログラム」を決定した。特に、2003 年 5 月、日本貿易振興機構（JETRO）に「対日投資・ビジネスサポートセンター」を設置し、日本への進出を希望する外国企業への各種情報の収集や提供、対日進出に係る相談、訪日の際の活動支援等を一元的に行う（ワンストップサービス）体制を整備した。同時に各府省庁にも「対日直接投資総合案内窓口」を設置し、行政手続きの明確化、簡素化、迅速化を図っている。この結果、JETRO 対日投資ビジネスサポートセンターでは、2003 年 5 月の発足から 2004 年 3 月末までの実績で、合計 93 件の投資誘致に成功している。

また、上記プログラムの着実な実施のため、対日投資会議専門部会においてフォローアップを実施する等、現在も政府全体で、投資環境の改善に取り組んでいる。

B . 構造改革特区

政府が進める構造改革特区については、2003 年 4 月に第一号が適用され、これまでに教育、国際物流、医療等の分野で特区における規制の特例措置を講じている。自治体からの申請により規制の特例措置を受けることが認められた特区においては、外資も含め事業主体となりうることから、今後、特区制度の活用による外国直接投資を通じた構造改革の推進と地域の活性化が図られることが期待されている。また、これまでに実現した特区における特例措置のうち、特段の問題が生じていないと判断された場合は、速やかに全国規模で実施することとしている。対日投資促進のための環境整備に大きく寄与することが期待されるものとしては、北九州市における通関の 24 時間・365 日化を実現する国際物流特区があげられる。

C . 企業再生プロセスにおける外国直接投資

2003 年 4 月に施行された改正産業活力再生法の特例措置により、政府による認定を受けた場合には、商法の特例として、外国親会社の株式や現金を対価とした合併（三角合併、現金合併）を行うことが可能となった。

また、コロニー・キャピタルによるダイエー福岡事業への参入等企業再生事業への外資の参入も最近目立っており、企業再生プロセスにおける合併・買収、債務の株式化など、外国企業の持つノウハウやリスクマネーが日本経済の再生に役立つことが期待されている。

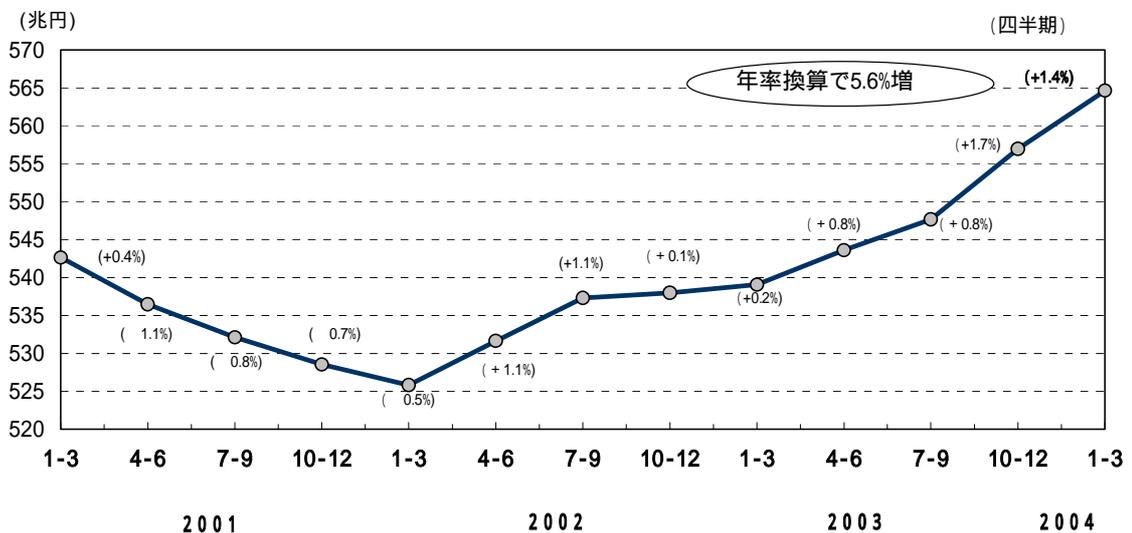
(3) 日本の強み

UNCTAD による対内直接投資の潜在力指数の比較において、日本は 140 カ国中 12 位となっており、投資先として高い潜在力が認められている。特に、世界の GDP の約 15% を有する巨大な市場、熟練した人材や高い技術力、安全・快適な生活環境、さらにはアジア市場全体を一体としてとらえた場合のビジネスのハブとしての機能が期待で

きるなどの魅力を有している。投資先としての観点からも、高い知的財産権保護レベルを始めとしたビジネス・経済インフラが整備されており、信頼性と予見可能性に優れた投資環境が提供されている。これらの日本の強みを下地に国・自治体をあげて対日投資促進への取り組みを進めているところである。

また、日本の実質GDP成長率は、2002年第1四半期から8期連続でプラス成長を示している。特に、2004年第1四半期のGDP成長率は年率換算で5.6%を記録し、個人消費の堅調な伸び、設備投資の回復、さらに、企業収益も製造業、非製造業ともに前年同期を上回り、長きにわたる経済の低迷から抜け出す兆候が見えはじめている。日本経済が上向きになりつつある状況は、新たなビジネスの可能性を高め、日本におけるビジネスを模索する企業にとって歓迎すべきメッセージとなる。

実質GDP成長率の推移



出典：内閣府

2. 対米直接投資

(1) 対米直接投資動向

米国は、その開放的な経済、力強い成長力及び高い投資収益率から、世界各国からの直接投資を継続的に惹きつけている。対米直接投資（フロー）は、2000年のピーク時には米国のGDPの3%以上に達し、その後2001年及び2002年は減少した。これは世界的な経済停滞と経済的な不確定要因の増加、M & Aの世界規模での停滞が要因であった。しかし、対米直接投資（フロー）は回復を見せており、2003年は前年より倍増した。

規制緩和と技術革新が、米国を投資先として魅力的なものとしてきた。経済成長時には、外国直接投資は投資機会に資金を供給し、経済的な成功に活力を与えてきた。また経済低迷時には、外国直接投資は米国経済の安定と多様化のために主要な役割を果たしてきた。例えば、1980年代には、何よりも日本からの直接投資は、変革を支援し、米国の競争力、

雇用、生産性を向上させた。

直近のデータである 2002 年の対米直接投資残高については 2001 年と大きな増減はなく、合計で 1 兆 3,480 億ドルとなった(下図参照)。各国別シェアでは上位から英(21%)、仏(13%)、蘭(11%)、日本(11%)となっている。

対米直接投資残高の推移 1997-2002

年末	対米直接投資残高 (10億ドル)	対前年比
1997	681.8	14.0
1998	778.4	14.2
1999	955.7	22.8
2000	1,256.9	31.5
2001	1,355.1	7.8
2002	1,348.0	-0.5

出所: 商務省経済分析局

タイプ別対米投資額の推移 1996-2002 (百万ドル)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
総投資額	79,929	69,708	215,256	274,956	335,629	147,109	52,558
買収企業	68,733	60,733	182,357	265,127	322,703	138,091	42,773
新規設立企業	11,196	8,974	32,899	9,829	12,926	9,017	9,785

出所: 商務省経済分析局

外資は、米国経済に大きく貢献している。米国では、外国からの進出企業は、全体で 640 万人以上の雇用を創出し、民間 GDP の 6.5% の経済規模を占めている。そのうち日系企業は約 80 万人の雇用と GDP の約 1% を占めている。例えば、本田はオハイオ州において 16,000 人、全米では 24,000 人を雇用している。トヨタは全米で 35,000 人以上の雇用を創出してきており、その中には、テキサス州における 8 億ドルの新規投資による 2,000 人の新規雇用が含まれる。

(2) 最近のトピックス

多くの米国の州政府では、投資誘致のための海外事務所を設置し、それらの州への投資に関心を有している企業向けに様々なサービスを提供している。例えば、テネシー州海外事務所のウェブサイト (http://www.state.tn.us/e.cd/bizdev_idg.htm) では、テネシーへの立地を考えている企業に対して、幅広い様々なサービスを提供しており、日本企業の誘致に成功している。2004 年 1 月時点で、テネシー州への日本企業による投資は、95 億ドル(全

世界からのテネシー州への投資額は209億ドル)で、4万人以上の雇用を支えている。さらに、カンザス州の商務省は、関心ある企業に対し、雇用・公共設備等へのニーズを踏まえた立地拠点の提案や州への訪問に伴う補助、州事務所と仕事をする上での単一のコンタクトポイント(総合窓口)の紹介などのサービスを提供している(詳細は、http://kdoch.state.ks.us/busdev/business_info.jspを参照)

米国の州や地方は、税制の優遇措置や重点的インフラ整備を含む様々なインセンティブを提供している。しかしながら、インセンティブは米国における外国直接投資の受入れの成功にとってはほんの一部に過ぎない。しっかりとした法制度、開放的な経済、教育された生産性の高い労働力、さらに、外国投資を歓迎する態度が米国へ外国直接投資を惹きつける要因となっている。

(3) 米国の強み

米国は、その市場規模と経済の開放性により、引き続き魅力的な投資先となっている。2001年から2002年の企業不祥事を受け、米国政府は、資本市場の信頼を取り戻すため、企業を規制するシステムの改革と強化を迅速に行った。また、2001年9月11日の同時多発テロ以降、米国ではセキュリティ強化のため様々な対策を講じてきたが、その過程で、米国は、これらの対策が貿易と投資の妨げとならないよう努力している。実際、米国政府は、今回のセキュリティ強化を、正当なビジネスの流れを加速し、内外の事業者間の物流の統合を促進するための新たな方策を見出すための機会ととらえている。米国は、ITやその他の技術を活用することにより、正当な貿易と投資が、継ぎ目のない安全な方法で、以前よりも迅速に行うことができるものと期待している。このような新たなシステムの構築に当たっては、米国政府は、引き続き外国の民間部門や政府の見解に耳を傾け、新たな措置が正当な貿易と投資を阻害することがなく望ましい目標を満たすものとなることを確保する。

・ 日米投資イニシアティブにおける議論

1. 米国側関心事項

(1) 国境を越えたM&A

本件は、引き続き米国側の最大関心事項の一つである。米国政府は、日本政府に対し、対日投資を考えている外国企業が日本でM&Aを進めるツールとして、三角合併、現金合併などM&A手段を拡大することを要請した。

日本政府は、投資イニシアティブでの提案や日本に進出している外国企業からの要請などを受け、改正産業活力再生特別措置法を2003年4月に施行した。この法律により、政府による認定を受けた場合には、外国親会社の株式や現金を対価とした合併(三角合併、現金合併)を行うことを商法の特例として認められ、これにより、外国企業が、日本企業を対象に自社株式や現金を対価とした組織再編を行うことが可能となった。

米国政府は、日本政府のこのような取組を歓迎する。米国政府はまた、国境を越えたM&

A取引に係る税制措置が企業にとってM & Aを行うか否かを決定する際の判断材料として重要であることに留意し、M & Aの更なる促進のため、株式交換におけるキャピタルゲインに対する課税繰り延べ措置が内外の投資家に適用されるよう確保することの重要性を指摘した。

商法については、日本政府は、2005年の通常国会に改正法案を提出することを目指して法制審議会において検討を進めていることを説明した。2003年10月から12月までに、改正要綱試案を発表してパブリックコメントの手続を行ったこと、同試案の中には、外国企業の株式を利用する三角合併や現金合併の恒常化が含まれていることを説明した。

日本政府は、日本における企業再編及び投資促進のための方策について、2003年3月の対日投資会議決定に沿う形での新たな合併手法の税制上の取り扱いを含め、検討している。

(2) 人口問題と投資

米国政府は、日本における人口動態の変化により、今後、教育及び医療サービス分野における投資が重要となってくることを指摘した。そして、これらの分野において米国企業がその得意分野を活かした様々な質の高いサービスを提供できること、またそうした新たなサービスの提供が日本の消費者利益の増大に資するものであることを指摘した。米国政府はこれらの分野における投資を促進するため、日本政府に対し、当該分野における投資を可能とするための規制改革を要請した。

A. 教育

米国政府の教育分野に関する第一の要請は、日本に進出している外国大学の日本校が、日本において認定を受けた学校としての取り扱いを受けることであり、その上で、暫定的な措置として日本の学校教育制度において日本の大学として認可を受けていない外国大学の分校の学生に鉄道の定期券の学生割引を適用すること、全通学期間中の在留資格を提供することを要請している。米国政府の要請について、日本政府は、文部科学省に設置された研究会において、教育の質を保証しつつ、高等教育の国際化を進めていくことについて検討し、「(1)日本の大学としての地位が必要な場合は、他の日本の大学と同様に、日本の大学設置基準に基づく設置認可を得る、(2)本国内で正規の大学として認められている大学の分校は、日本でも「外国の大学」として扱う、の2つの選択を用意していくべき」との結論を得たことを示し、今後更に有識者等の意見を踏まえて検討を進めていく意向であることを紹介した。米国政府は、こうした日本側の取組みを評価するとともに、定期券の学生割引、在留資格、税制といった事項の取扱いに影響を与える可能性のある、同研究会における外国大学の日本分校の位置づけに関し、大きな関心を有していることを表明した。日本政府は、教育制度及び出入国管理法上に係る外国大学の日本校の取扱いの現状について説明した。また、文部科学省は、通学定期券の発行や在留資格等については、他省庁が実施する問題であることを説明した上で、高等教育の国際化の検討において上記研究会報告を踏まえ結論が得られた場合は、文部科学省において必要な措置を講じたうえで、それぞれの措置に関する適切な省庁等に対して周知する旨、回答した。

B．医療サービス

医療サービスについては、米国政府は、(a)医療サービス分野における営利法人による参入機会を拡大すること(構造改革特区における参入を含む)、(b)MRIやPETのような高度な機器を使用した検査など特定の医療行為の外部委託を認めること、(c)保険診療と保険外診療の明確化及び混合診療の解禁について要請した。

(a)の要請に対し、日本政府は、日本の法制度では営利を目的とした医療機関の開設を禁止するとの基本的な考え方がある旨説明した上で、規制改革に関する政府部内における検討の結果、構造改革特区において、公的医療保険が適用されない自由診療の分野で再生医療や遺伝子治療、美容外科医療などの高度な医療を行うための医療機関の開設を認めるとの方針を決定し、関連法案が2004年5月に成立、10月より施行される旨、回答した。

(b)の要請に対し、日本政府は、日本の法制度では、営利企業による医療サービスの提供を認めていないことから、MRIやPETなどを使用した医療サービスを株式会社に委託することはできないこと、血液検査などの検体検査は一定の条件の下で認められていること、株式会社による医療機関の開設については、上記(a)のとおり、現在、特区において試行することとされており、その結果を踏まえて全国での対応についても検討することとされている旨説明した。

(c)については、国民皆保険制度の堅持の観点から、日本政府は混合診療の解禁には慎重であることを回答した。

米国政府は、現在2年間の試行的適用が行われている診断群分類別包括評価(DPC)についての関心を表明した。これに対し、日本政府は、この試行においてデータが収集され、今後出来高払いとの比較が行われる予定であることを説明した。

日米投資イニシアティブは、教育及び医療サービス分野における現状を見直し、進展のための意見交換を継続する。

(3) 投資可能な資産

米国政府は、日本では投資すべき資産が市場に不足しているため、外国からの投資が進まないことを指摘するとともに、不良債権処理の過程において、投資可能な資産が市場に出る可能性が高いことから、最近の産業再生機構の取り組みについて説明を要請した。

日本政府は、株式会社産業再生機構が2003年5月より活動を開始し、これまで12件について支援決定を行い、11件の債権買い取りを行っていること、また、企業価値の算定方法の明瞭化や債務の株式化の実施等の財務的な支援によって、これまで使いにくい要因として指摘されてきた事項の改善を図っていることを紹介した。そして、2005年3月末の債権買い取り期限までに、日本の不良債権問題、産業の再生に最大限の成果があげられるよう、今後も取り組んでいく意向を表明した。

(4) 過去に議論された施策の実施状況

米国政府は、連結付加税が予定どおり制度導入後2年で廃止されるかどうか、事実関係について照会した。これについて日本政府は、予定どおり廃止されたことを回答した。

2. 日本側関心事項

(1) セキュリティ措置と円滑な貿易・投資を両立したシステムの構築

A. 査証(ビザ)

日本政府は、米国がとった国境におけるセキュリティを改善するための新しい措置が米国ビザを申請する日本国民に対する負の影響を最小限にとどめる方法で実施されるよう期待を表明した。投資イニシアティブの対話では、日本政府は6つの在日米国公館のうち、3ヵ所しかビザの申請を受け付けないことに留意しつつ、ビザ申請に係る高い移動コスト、発行の遅延及び不便が生じていることにつき懸念を表明した。また、日本政府は、米国が特に商用及び投資関係者に発給する E-1、E-2 ビザ申請者に対しては、面接を免除するよう要請した。さらに、日本政府は、米国の就労ビザを更新する場合の手續についても懸念を表明した。これに対し、投資イニシアティブ会合において、米国の領事専門家は、国務省がビザ発給改善のために講じた措置として、東京、大阪の在日米国公館にビザ担当官を増員したこと、インターネットによる面接予約システムを採用したこと及びこのシステムにより申請者の選択するいずれの領事館でも申請できるようにしたことを指摘した。これらの措置により在京米国大使館及び在大阪総領事館における未処理申請案件が大きく減少した。また、米国の領事専門家は、就労ビザの更新手續について日本国民が利用できるさまざまな方法について説明し、その手續について明確にした。また、日本人ビジネス関係者は、ワシントン(国務省)においても、更新手續が可能であることが紹介された。さらに、日本人ビジネス関係者は、在カナダ、メキシコの米国大使館及び領事館でビザ更新を申請することができ、これらの大使館や領事館では、ウェブサイト(<http://www.nvars.com>)を通じて面接予約ができるシステムを提供している。日本人ビジネス関係者は、東京及び大阪の公館においても、ビザ申請が可能である。また、新たな面接予約システムにより、日本における米国公館での面接を3ヵ月先まで予約できるようになった。これにより、ビザ更新のために日本へ旅行する時期を決定する際の困難が緩和される。なお、さらなる情報は以下のウェブサイトで入手可能。
(<http://tokyo.usembassy.gov> または http://travel.state.gov/visa_services.html)

B. 物流

日本政府は、2002年の通商法(TPA)に基づく、航空、鉄道、トラック輸送にかかる貨物積み込み前のマニフェスト(貨物情報)提出義務化が引き起こす荷物運送の出荷遅延について懸念を表明した。さらに、日本政府は、C-TPAT(Customs-Trade Partnership Against Terrorism)について、制度導入当初に期待されていた貨物検査割合が減少していないことを指摘した。これに対し米国政府は、マニフェストの事前提出の要求は、継続していくテロ対策の主要な措置であることを説明した上で、2001年9月11日のテロ以降、米国に入る貨物の検査割合は2倍になっているが、C-TPATを利用していない企業と比較した場合、C-TPAT参加企業に対する検査割合ははるかに低いことを示した。両国政府は、交通保安の強化を継続する必要性を認識する一方、迅速な貿易を促進することを希望している。

(2) 運転免許

日本政府は、いくつかの州において、非就労ビザを所有する日本国民が、社会保障番号 (SSN) を取得できないことにより、運転免許証が取得できない問題に対し、再び懸念を表明した。2003 年 11 月の投資イニシアティブ会合では、米国は、イリノイ州を除く全ての州で、運転免許の発行に関し見直しを行うために何らかの措置が講じられていることを説明した。2004 年 5 月 11 日、イリノイ州議会は、同州に一時的に在住する外国人が、社会保障番号がなくとも運転免許を取得することを可能とする法案を可決した。同法案を知事が承認した場合には、2005 年 1 月 1 日より発効することとなっている。

この運転免許の取得に関する問題は、米国社会保障庁 (SSA) が 2003 年 3 月 26 日に、非就労ビザ取得者の運転免許取得のための社会保障番号の取得について社会保障番号の割当を行わないこととする連邦規則を公表してから、日本政府にとって懸念事項であった。この問題に関する最終規則は 2003 年 9 月 25 日に公表され、2003 年 10 月 27 日より施行されている。日本政府は、社会保障庁に対し、2003 年 5 月 13 日に社会保障番号に代わる身分証明手段を認めていない州 (特に イリノイ州) が、代替的身分証明手段を認めるまで新しい規則の適用を延期するよう意見を提出した。これに対し、社会保障庁は米国自動車管理者協会及び米国運輸省の協力のもと、運転免許の取得に社会保障番号の取得を要件としているいくつかの州で代替的な身分証明制度を構築することを支援したと説明した。

(3) サーベーンズ = オクスリー法

投資イニシアティブでの議論を通じて、日本政府は、サーベーンズ = オクスリー法の我が国企業及び監査法人への適用について懸念を表明した。日本政府の懸念に対し、証券取引委員会 (SEC) は、日本のように監査役会や法定監査役を持つ国について、以下のような要件を満たしている場合、本法の適用除外とする規則を採用した。

母国の法令に基づくものであること

当該監査役会が取締役会から分離していること、または、一人以上の取締役会メンバー及び一人以上の取締役会メンバーでない者で構成されていること

監査役が経営者によって選出されていないこと、かつ、当該企業の経営幹部が監査役会のメンバーまたは法定監査役でないこと

当該規則は、監査委員会制度を採用する企業に対して、監査委員会がすべて独立取締役から構成されることを要求しており、監査委員会の過半数が社外取締役で構成されなければならない日本の監査委員会制度について、適用除外は設けられていない。しかしながら、SEC は、本制度が個別の企業へ与える影響について更なる情報を歓迎した。

日本を含め、多くの国から自国の監査法人を PCAOB (Public Company Accounting Oversight Board : 公開企業会計監督委員会) への登録から適用除外とするようパブリックコメントが提出されたが、最終的に、監査法人について、PCAOB 及び SEC は、米

国市場へアクセスすることを選んだ公開企業の財務諸表を監査する監査人に対する監督権限を有することとなった。しかし、SECに承認された登録に関する最終規則によれば、外国監査法人はPCAOBへの登録を義務づけられるが、外国監査法人については当初提案されたよりも少ない情報でよいとされ、さらに、自国ルールの下で守秘義務のある情報については不開示とすることを認められた。またPCAOBからは、登録外国監査法人に対する検査について、外国の監督機関との間の協力に関する規則案が提案された。PCAOBは、外国監査法人への監督権限の範囲について、外国政府機関と引き続き協議することとしている。

(4) 司法コスト

日米政府は、司法コストがビジネス環境に影響を及ぼす懸念を共有している。米国政府は、本件が米国政府及び議会で審議中の案件であること及び司法審査が引き続き過度の損害裁定を棄却することを説明した。

(5) エクソン・フロリオ条項

日本政府は、エクソン・フロリオ条項に関し、投資に際する予見可能性の問題や法的安定性及びデュープロセスについて懸念を表明した。米国政府は、同条項の実行にあたって日本政府の懸念を十分に考慮する旨回答した。

・結論

日本において外国直接投資の果たす役割についての理解が進んでいる。2003年1月、小泉首相は、対日直接投資残高を倍増させるという目標を示し、外国からの投資を脅威として受け止めるのではなく、日本経済再生のために活用するという積極的なメッセージを国民に示した。このような首脳による力強いメッセージは、日本の民間企業や国民の外国直接投資への姿勢を大きく変えている。本イニシアティブにおいて行ったセミナーや外国直接投資の成功事例もまた対日投資受入れへの姿勢の変化に影響を与えている。日本企業及び国民の意識の中に、自らの企業の競争力強化や生産性向上、消費者の利益のために外国直接投資を歓迎し、共に協力して取り組むという考え方が浸透しつつある。

日本の投資環境は、近年の規制改革や法制度の整備、各種投資コストの低下等により大きな改善が見られている。また、特筆すべき事項としては、地域レベルでも、外国直接投資を地域の活性化に繋げていこうという動きが顕著なことである。経済構造特区はこのような動きを後押ししている。2002年第1四半期より続く経済成長率の上昇、企業収益の向上、設備投資の増加等は、日本経済が着実な回復をみせ、上向きにあることを示しており、日本でのビジネスを検討する内外の企業にとって歓迎すべきメッセージとなっている。以上の前進を確固なものとするために、日本は、本イニシアティブにおいて提起されている事項について検討を継続し、これまで困難と考えられてきた部門において投資機会を拡大するための規制改革の見直しを続けていくことが必要となっている。

米国における外国直接投資環境については良好である。現在、米国で事業活動を行っている日系企業は、約80万人の雇用と米国の民間GDPの約1%を占め、米国経済への深い関わりを示している。2001年9月11日の同時多発テロ以降、セキュリティ措置が強化されているが、米国政府は、新たな措置が正当な貿易と投資を妨げることのないよう目的を達成することを確保するために、内外の民間企業からの意見を継続して聞いている。これらの対策やこの他の国内措置が、米国経済に多大な貢献をしている日系企業の事業活動や日本からの直接投資に悪影響を与えることのないよう、本イニシアティブにおいて引き続き努力を続けていく。本イニシアティブは今後もこれらの視点を米国政府に知らしめるための方策を提供する。

日米投資イニシアティブは、首相と大統領のリーダーシップの下に活動を継続していく。日米両国は、外国直接投資が両国の経済発展に主要な役割を担っていることを認識し、本イニシアティブを通じ、今後とも日米両国の投資環境の改善や日米における外国直接投資の利益の理解向上に向けた様々な取り組みを継続して行っていくこととしている。

別添 1 . 日米新租税条約、日米社会保障協定

2004 年 3 月に発効した日米新租税条約及び 2004 年 2 月に署名された日米社会保障協定は、二重課税や両国の社会保障制度への二重加入の回避等を通じて、両国間の投資と人的交流の一層の促進に貢献するものである。

別添 2 . 対日投資促進セミナー

日米投資イニシアティブでは、設置当初より日米における外国直接投資に関する相互理解の促進等のために、同イニシアティブに成果・普及のためのプログラムを設けている。

日本の地方都市において開催する対日投資促進セミナーは、これまで 2002 年 3 月に神戸、福岡、名古屋の 3 ヶ所、2003 年 4 月に大阪、札幌の 2 ヶ所で開催しており、今回は 2004 年 4 月に北九州及び京都にて開催した。

2004 年 4 月のセミナーでは、地元の自治体と企業のニーズを踏まえ、投資の意義に関する理解の促進に加え、実際のビジネスとマッチメイキングに焦点を当て、今後の地元と米国の民間企業間の交流促進のための場を提供した。この結果、米国の企業及び参加者にとっては地元の投資環境やビジネスニーズなどの状況をより詳細に理解することができ、地元企業にとっては米国企業の地元への投資に関する評価や米企業の投資戦略について理解を深める機会になった。

セミナーには、対日投資に関心のある米国本土からの参加を含む 20 社の米国企業の代表者が参加し、福岡県、北九州市、京都府の首長自らが地元のビジネスポテンシャルを紹介するとともに、参加した米国企業及び米国政府関係者に投資受入れを強くアピールした。さらに、セミナーの前後やこれに並行して、IT 等セクターを絞り日米の個別企業による交流・商談会を行うとともに自治体主導でインダストリアルツアーを実施した。

別添 3 . 最近の米国企業の進出事例

(1) 改正産業活力再生法を活用した事例

カーライル・ジャパン・ホールディングス・スリー株式会社と株式会社 キトー

カーライル・ジャパン・ホールディングス・スリー株式会社が、株式公開買い付け (TOB) によって、産業機械メーカーである株式会社キトーのオーナー株主及び一般株主から株式を取得し、経営体制の強化を図った (MBO : マネジメント・バイアウト)。TOB を行った後に、産業再生法の特例を用いて株式交換・合併を行い、(株)キトーを 100% 子会社とし、カーライルグループのネットワークにより、キトーの経営資源を有効活用し、生産性の向上、財務内容の健全化等を図った。

コダック・ジャパン・デジタル・プロダクト・ディベロップメント株式会社とチノン株式会社

米国コダック社の100%子会社であるコダック・ジャパン・デジタル・プロダクト・ディベロップメント株式会社（KJDPD社）が、チノン株式会社（東証2部上場）に対して、TOBを行った後に、産業再生法の特例を用いて株式交換を行うことで、チノンを100%子会社化。その後、コダック社のR&D部門を営業譲渡等によりKJDPD社に移管し、チノンと合併することにより、事業の集約化による競争力強化を目指す。計画では解雇等の予定はなく、203人から303人に従業員の増員を予定している。

コロニー・キャピタルによるダイエー福岡事業の再編

株式会社ダイエーは、ダイエーグループ再生に向けて本業である小売業及び小売周辺事業への経営資源の集中を推進しているところ、その一環として、福岡ドーム及びシーホークホテル&リゾートの運営・管理等の福岡事業の株式の全てを、米投資会社コロニー・キャピタルの関連会社に譲渡。コロニーは、新会社を設立し、ホテルの改装、ショッピングモールの拡充などにより家族や野球ファン向けのリゾートを整備し、顧客層の拡大と売上増を目指している。

(2) 日本貿易振興機構（JETRO）の対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）の支援を受けた外国直接投資事例

RCS ジャパン（米国）

RCS Japan

米国ニューヨークのソフトウェア業。ラジオ局向けに自動選曲用のソフトウェアを製造。ラジオ局のリスナーの嗜好にあわせた選曲を自動で行い、リスナーの反応を分析する機能も併せ持つ。現在世界5,000局以上において利用され、その世界シェアは8割以上。日本での顧客開拓のため、2004年1月に支店を開設。

進出に際し、IBSCに入居。ジェットロは、法務・税務・労務のコンサルティング、会計士等との面談アレンジを行った。

アドバンスド・アナロジック・テクノロジー株式会社（米国）

Advanced Analogic Technology, Inc.

米国シリコンバレーの携帯電話に用いる発光LED制御用半導体メーカー。日本での営業・顧客サービス強化のため2003年7月に株式会社を設立。ジェットロは、設立用の資金送金方法に関する資料提供などの支援した。

(3) その他の米国企業による進出事例

米国メルクによる万有製薬の完全子会社化

万有製薬株式会社は、世界の医薬品市場における環境変化に対応し、以前より協力関係のあった米国メルク・アンド・カンパニー・インクの完全子会社となることにより、米国メルクの世界的なネットワークや経営資源を最大限活用でき、研究開発・製造・マーケティング・営業活動を一段と強化した。米国メルクは、万有製薬が有する研究開発力を背景に、世界第2位の市場規模を持つ日本市場での事業展開の拡大を図る。